

5-3 内心の自由と、関連の問題 <基礎編>

内心の自由はなぜ大切なのだろうか？

信教の自由 の意義

18世紀に欧米で基本的人権が宣言されたとき、もっとも重要視されたのが信教の自由であった。信教の自由は、国民が信仰する宗教について国家は干渉しないし、特定の宗教を強制することもないということである。

ヨーロッパでは、中世のあいだローマカトリック教会が大きな力をもち、人々の宗教を事実上決定していた。ローマカトリック教会が認めた正統教義が絶対で、それと異なる信仰はしばしば異端として弾圧された。また16世紀の宗教改革以後は、ローマカトリック教会とプロテスタント教会の間で激しい宗派対立が起こり、長期間の戦争も招いた（三十年戦争など）。

日本でもよく似た事情がある。日本では安土桃山時代に伝来したキリスト教は江戸時代まで禁止されていて、もし発覚すると死刑に処せられた。また明治時代になると、天皇を神として崇拝することが強制され（国家神道）、また天皇のために死んだ者は英霊として靖国神社に祀られるなど、国家神道は特別な地位を与えられていた。それゆえ天皇を神と認めない宗教（多くの場合はキリスト教）を信仰することは、まさに命がけの行為であった【①】。

宗教は、先にも述べたように、人に生き方の指針を与え希望や慰めをもたらす役目をもっている。それゆえ、ほんらい宗教は個々人が自らの意思によって選択するもので、外から権力によって強制することはできない性質のものである。したがって信教の自由は、基本的人権として尊重され保障されなければならないのである。

内心の自由 と憲法

日本国憲法（20条）は、①信教の自由を無条件に保障することを宣言するとともに、②いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならないこと、③何人も宗教上の行為・祝典・儀式・行事への参加を強制されないこと、④国やその機関（役所や地方公共団体などをいう）は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないこと（**政教分離原則**）を定めている。

また日本国憲法は、思想および良心の自由（19条）、学問の自由（23条）が無条件で保障されている。

①明治憲法では、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（28条）と定められており、信教の自由はほとんど認められていない状態だった。